

青少年育成鳥取市民会議「家庭の日」作文コンクール

☎ 本庁舎生涯学習・スポーツ課（58番窓口） ☎ 0857-30-8426 ☎ 0857-20-3954

青少年育成鳥取市民会議では昭和57年から「家庭の日」の啓発のため、小・中学生を対象に作文コンクールを実施しています。
令和6年度は111点の応募があり、そのなか

ら選ばれた入賞者を紹介します（敬称略）。
※入賞者・最優秀作品は、本市公式ウェブサイトにも掲載しています。



賞	題名	学校	学年	氏名	
最優秀（共通）	わたしのたから物	福部未来学園	3年	ほんだ ゆりか 本田有梨佳	
優秀	小学校 下学年	ありがとう、おじいちゃん	3年	ひさもと あい 久本 藍加	
	小学校 上学年	家族との楽しみ	6年	いくた はる 生田 暖	
	中学校	我が家のお小遣い事情	鳥取大学附属中学校	1年	たにもと なごみ 谷本 和穂
		約束、そして再会	鳥取大学附属中学校	3年	たむら もえり 田村 萌梨
		母から学んだたくさんしたこと	中ノ郷中学校	3年	ふくた うたな 福田 詩羽
	佳作	小学校 下学年	しゅうまつのおたのしみ	1年	おおた がきこ 太田垣仁子
小学校 上学年		愛犬と私の家族	6年	まつもと にな 松本 仁菜	
中学校		私の家族	北中学校	1年	ありおか 有岡みりあ
		ぼくの家族	気高中学校	1年	たけもと けいご 竹本 圭吾
		不満が幸せに思えた瞬間	鳥取大学附属中学校	2年	やまね りほ 山根 莉歩
		私が親になったとき	河原中学校	3年	きしもと えみな 岸本 笑奈
年に1度の大切な日	鳥取大学附属中学校	3年	はせ あや 長谷 彩		

※市内の小・中・義務教育学校、特別支援学校や各地区公民館などには、入賞作品をまとめた作品集をお届けします。

因伯ねんりんピック出場者募集「ねんりんピック岐阜2025」予選会

☎ (福) 鳥取県社会福祉協議会 因伯ねんりんピック申込係 (〒689-0201 伏野 1729-5)
☎ 0857-59-6332 ☎ 0857-59-6340 ✉ kototori@tottori-wel.or.jp

と き 主に5月上・中旬ごろに種目毎に開催
と ころ 県西部地区を中心に開催
種 目 卓球、テニス、ソフトテニス、ソフトボール、ゲートボール、ペタンク、ゴルフ、弓道、グラウンド・ゴルフ、囲碁、将棋、健康マージャン、ポウリング(全13種目)

対 象 鳥取県に在住する60歳以上(昭和41(1966)年4月1日以前生まれ)の人
募 集 4月15日(火)までに所定の参加申込用紙に必要事項を記入し、ファクシミリ・郵送・電子メールのいずれかで問い合わせ先まで

※イベントや講座などは中止・延期・内容が変更になる場合があります。

生活環境課からのお知らせ

☎ 本庁舎生活環境課（25番窓口） ☎ 0857-30-8084 ☎ 0857-20-3918

引っ越しごみなどの多量ごみはごみステーションに出してはいけません

多量のごみを一度にごみステーションに出されると、管理やごみ収集などに支障をきたします。多量のごみを一度に出す場合は、可燃ごみと不燃ごみに分別したうえで各処理施設に直接持ち込むか、一般廃棄物収集運搬業許可のある業者に

処理を依頼してください。やむを得ずごみステーションに出される場合は少量ずつに分けてください(可燃ごみ・プラスチックごみは、平時に出す量に加え2袋まで)。



鳥取地域の祝日のごみ収集

※国府・福部・河原・用瀬・佐治・気高・鹿野・青谷地域については、総合支所だよりをご確認いただくか、各総合支所市民福祉課にお問い合わせください

祝日のごみ収集日にあたる地区は、ごみ収集のスケジュールが変更になります。

月日	可燃ごみ	古紙類	プラスチックごみ	ペットボトル	資源ごみ 小型破砕ごみ	有害ごみ 乾電池等
3月20日(木) (春分の日)	収集します			お休みします		お休みします ※19日(水)に振替

【注意事項】

ごみを出すときは必ず収集日を守り、午前8時までに出してください。ただし、自然災害などでごみ収集を中止する場合があります。ごみ出しが困難と思われる場合は、次回の収集日(安全な日)に出すようにしてください。

後期高齢者医療保険料仮徴収のお知らせ

☎ 本庁舎保険年金課（13番窓口） ☎ 0857-30-8225 ☎ 0857-20-3906

後期高齢者医療保険料を年金天引き(特別徴収)する人の仮徴収が4月から始まります。

特別徴収の人の保険料は、年金支払月である偶数月ごとに年6回に分けての納付ですが、保険料額は前年所得をもとに計算するため、前年所得が確定(6月)後の7月に年間保険料額を決定しています。このため、今年2月の年金天引き額と同額を、4・6・8月の支給年金から徴収(仮徴収)し、7月に決定する年間保険料額と仮徴収で納められた差額を、10・12・2月の3回に分けて納付となります。

※保険料が年金天引きとなる人は、老齢・障害・遺族年金などが年額18万円以上で、介護保険料が年金天引きされており、後期高齢者医療保険料と介護保険料の合計額が年金受給額の2分の1以下の人です。

※納付方法を口座振替に変更することも可能です。なお、国民健康保険料を口座振替にしていた人であっても、後期高齢者医療保険料の口座振替手続きが新たに必要になります。

また、新たに被保険者となった人(75歳到達

や転入など)の仮徴収の開始時期は、資格取得時期によって次のとおりとなり、それまでの間は送付する納付書で支払いとなります。なお、仮徴収額は令和5年分所得をもとに計算します。

75歳到達日・転入日など	仮徴収(特別徴収)開始時期	仮徴収額通知発送時期
令和6年 6月1日 ～ 10月2日	令和7年4月	3月中旬
令和6年10月3日 ～ 12月2日	令和7年6月	5月中旬
令和6年12月3日 ～ 令和7年 2月2日	令和7年8月	7月中旬

※令和7年2月3日以降に75歳到達・転入などに該当する人は、7月半ばごろに発送する保険料額決定通知書などでご確認ください。

最新の情報は、本市公式ウェブサイトか、各問合せ先でご確認ください。